

平成 20 年（行コ）第 220 号不当労働行為救済再審査申立棄却処分取消請求控訴事件（原審・東一京地方裁判所平成 18 年（行ウ）第 583 号）

口頭弁論の終結の日 平成 21 年 1 月 28 日

判決

控訴人 全国金属機械労働組合港合同（以下「控訴人組合」という。）

控訴人 全国金属機械労働組合
港合同南労会支部（以下「控訴人支部」という。）

被.控 訴 人 国
処分をした行政庁 中央労働委員会
（以下「中労委」という。）

被控訴人補助参加人 医療法人南労会
（以下「参加人」という。）

主文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は、補助参加によって生じた費用を含め、控訴人らの負担とする。

事実及び理由

第 1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 中労委が中労委平成 9 年（不再）第 48 号事件、同第 49 号事件について平成 18 年 2 月 1 日付けで発した命令を取り消す。

第 2 事案の概要

1 事案の要旨

控訴人らは、平成 7 年 4 月 19 日から同年 10 月 13 日にかけて、大阪府地方労働委員会（以下「大阪府労委」という。）に対し、参加人を被申立人とする 4 件の不当労働行為救済命令の申立てをした。大阪府労委は、これらを併合し、平成 9 年 11 月 18 日、控訴人らの申立ての一部を容れる救済命令を発した（この救済命令を、以下「初審命令」という。）。控訴人ら及び参加人は、これを不服として、それぞれ中労委に再審査を申し立てたところ、中労委は、平成 18 年 2 月 1 日、初審命令が救済を命じた部分の一部を取り消す内容の再審査命令を発した（この再審査命令を、以下「本件命令」という。）。

そこで、控訴人らは、本件命令を不服として、その取消しを求める訴えを提起した

原審は、控訴人らの請求を棄却したところ、控訴人らが請求の認容を求めて控訴した。

2 当事者の主張等

争いのない事実等及び争点は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第 2 事案の概要」の 1 及び 2 に記載のとおりであるから、これを引用する。

4 頁 23 行目の「CI5」の次に「CI7。控訴人らは、同年 7 月 7 日、参加人が X1 に出勤を求めたが、X1 が応じなかったとの事実を否認するが、この事実が認められることについては、後記「第 3 当裁判所の判断」において引用する原判決の「事実及び理由」中の「第 3 当裁判所の判断」1(3)イにおいて説不するとおりである。」を加える。

第 3 当裁判所の判断

当裁判所も、控訴人らの請求は、いずれも理由がないと判断する。

その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第 3 当裁判所の判断」に説示するとおりであるから、これを引用する。

1 12 頁 2 行目の「乙 A1」の次に「。控訴人らは、港地協は上記事前協議合意協定の当事者であると主張し、上記協定が記載された「確認書」と題する書面(乙 A1)には、分会、診療所とともに、港地協の記名押印があるが、同書面の冒頭の文章には、合意の成立の経緯に関して、「診療所と分会とは、参加人の経営・運営を巡る団体交渉の結果、港地協立会いの上、次の如く合意したので確認する」との趣旨の記載があり、① 合意の主体(当事者)が診療所及び分会であること及び② 港地協は団体交渉による合意の形成に立ち会った者であることが明示されているから、上記港地協の記名押印は、当事者としてではなく、立会人としての立場でしたものであることが明らかである。したがって、控訴人らの上記主張は採用することができない。」を加える。

2 14 頁 11 行目の「B63」の次に「, C3」を加える。

3 20 頁 24 行目の「考えられない」の次に「(控訴人らは、これらの事実が不当労働行為該当性の根拠となるとして、種々の主張をするが、いずれも独自の見解にすぎず、採用することができない。)」を加える。

第 4 結論

以上によれば、控訴人らの請求はいずれも理由がないから棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴はいずれも理由がないから、これを棄却することとする。

東京高等裁判所